



茨城県報

第 1 6 1 0 号

平成16年10月12日

火 曜 日

目 次

告 示

ページ

●町の区域の設定 (市町村課)	2
●民生委員児童委員協議会を組織する区域の一部改正 (厚生総務課)	7
●鳥獣保護区の指定 (環境政策課)	8
●鳥獣保護区の区域及び面積の変更 (環境政策課)	9
●特別保護地区の指定 (環境政策課)	9
●鳥獣保護区の存続期間の更新 (環境政策課)	10
●休猟区の指定 (環境政策課)	14
●銃猟禁止区域の指定 (環境政策課)	18
●銃猟禁止区域の存続期間の更新並びに区域及び面積の変更 (3件) (環境政策課)	19
●銃猟禁止区域の存続期間の更新並びに名称, 区域及び面積の変更 (環境政策課)	21
●銃猟禁止区域の存続期間の更新 (3件) (環境政策課)	22
●定款変更の認可 (農村計画課)	25
●都市計画事業の認可 (公園街路課)	26
●事業計画の変更の認可 (下水道課)	26
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく指定の解除 (建築指導課)	27
●茨城県民木造住宅等建設資金 (マイハウス資金) 利子補給金交付要項の一部改正 (住宅課)	27
●土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	27
●土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	28

公 告

●家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	28
●開発行為の工事完了 (8件) (建築指導課)	29
●道路の位置の指定 (建築指導課)	31
●社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況 (住宅課)	31
●所在不明の貸金業者の公告 (総合事務所)	32

正 誤

●平成16年9月30日付け茨城県報号外第125号中	33
---------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1383号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、阿見町長から同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、平成16年11月15日から生ずるものである。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

うずら野一丁目に設定する区域

大字荒川沖 字鶉野

953の169, 1428の2, 1429の1, 1429の5, 1430の1, 1431の1から1431の6まで, 1433の2, 1434の1, 1434の4から1434の13まで, 1435の4, 1437の1, 1437の3, 1437の4, 1438の1, 1438の2, 1438の4から1438の13まで, 1439の5から1439の8まで, 1440の1から1440の5まで, 1440の7から1440の27まで, 1441の2から1441の7まで, 1442の2, 1442の4から1442の11まで, 1443の3, 1443の4, 1443の6, 1443の7, 1444, 1445の1から1445の3まで, 1446の1から1446の6まで, 1455の1から1455の7まで, 1455の9, 1455の11から1455の36まで, 1456の2, 1457の3, 1458の1から1458の3まで, 1458の7, 1458の10から1458の12まで, 1459の1から1459の19まで, 1460の2, 1460の4から1460の6まで, 1460の9から1460の13まで, 1461の1から1461の4まで, 1462の1から1462の7まで, 1463の2から1463の4まで, 1464の1から1464の3まで, 1465の1から1465の3まで, 1466の1から1466の7まで, 1467の1から1467の4まで, 1468の1, 1468の2, 1469の1から1469の9まで, 1470の1から1470の9まで, 1470の13から1470の17まで, 1471の1から1471の12まで, 1472の1から1472の26まで, 1489の2, 1492の3, 1492の4, 1492の6から1492の8まで, 1492の10, 1492の11, 1493の1から1493の3まで, 1493の9, 1493の11から1493の15まで, 1493の22から1493の25まで, 1493の28から1493の33まで, 1493の35, 1493の38, 1493の39, 1495の1, 1495の2, 1496の1から1496の5まで, 1497の1から1497の3まで, 1498の1から1498の3まで, 1499の1, 1499の2, 1499の5から1499の10まで, 1500の5から1500の8まで, 1501の2, 1501の4, 1502の2, 1502の4, 1521の2, 1523の2, 1523の3, 1523の5, 1523の8から1523の41まで, 1526の1, 1526の7から1526の13まで, 1528の1, 1528の3, 1529の1, 1529の3, 1529の4, 1530, 1531の1, 1531の2, 1533の1から1533の4まで, 1534の1から1534の6まで, 1535の1, 1535の3, 1535の4, 1556の1から1556の3まで, 1558, 1559の1, 1560の2, 1560の4, 1560の7, 1561の1, 1561の2, 1563の1, 1563の2, 1564の1, 1564の2, 1565の1, 1565の2, 1566の1, 1566の2, 1567の1から1567の3まで, 1568の1から1568の3まで, 1569の1, 1569の2, 1596の1から1596の4まで, 1597の1から1597の17まで, 1598の1から1598の14まで, 1599の1から1599の11まで, 1600の1, 1600の2, 1600の4から1600の11まで, 1601の1から1601の3まで, 1602の1, 1602の2, 1603の1, 1603の2, 1604の1, 1604の3から1604の15まで, 1604の17から1604の33まで, 1604の35から1604の40まで, 1605の1から1605の3まで, 1642の1から1642の3まで, 1643の1, 1643の3, 1644,

1645の1から1645の7まで, 1646の1から1646の3まで, 1647の1, 1647の2, 1648, 1649の1から1649の8まで, 1650の1から1650の5まで, 1651の1から1651の4まで, 1651の6から1651の8まで, 1652の1, 1652の3, 1652の4, 1653の1から1653の5まで, 1655の1から1655の8まで, 1693の1から1693の3まで, 1694の1, 1694の3, 1695の1, 1695の2, 1696の1から1696の4まで, 1697の1, 1697の2, 1698の1から1698の4まで, 1699の1から1699の4まで, 1700の1から1700の4まで, 1701の1から1701の12まで, 1702の1から1702の7まで, 1703の1から1703の3まで, 1705, 1706の1, 1706の2, 1750の1から1750の3まで, 1751の3から1751の8まで, 1752の1, 1752の2, 1752の9から1752の12まで, 1752の14から1752の25まで, 1752の28, 1752の29, 1753の1, 1753の2, 1753の4から1753の9まで, 1753の11から1753の14まで, 1754の1から1754の6まで, 1755の1から1755の22まで, 1756の1から1756の16まで, 1757の1から1757の11まで, 1758の1から1758の7まで, 1759の1, 1759の2, 1759の4から1759の17まで, 1760の3, 1762の2から1762の4まで, 1793の1から1793の12まで, 1794の1から1794の5まで, 1796の1から1796の21まで, 1796の23から1796の26まで, 1796の28から1796の32まで, 1797の2から1797の10まで, 1798の2, 1798の4から1798の21まで, 1799の1から1799の17まで, 1800の1から1800の19まで, 1801の1から1801の19まで, 1802の1から1802の18まで, 1804の1, 1804の2, 1806の2から1806の5まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

うずら野二丁目に設定する区域

大字荒川沖 字鶴野

953の270, 1451の2, 1451の7, 1451の9, 1451の10, 1453の4, 1483の2, 1483の4, 1484の1, 1484の4, 1484の5, 1485の1, 1485の4から1485の12まで, 1486の1, 1486の3, 1486の5から1486の32まで, 1487の1, 1487の6から1487の9まで, 1488の1, 1488の6, 1488の7, 1511の2, 1511の4から1511の8まで, 1513の1, 1513の3, 1513の5から1513の16まで, 1514の1から1514の5まで, 1514の7から1514の9まで, 1514の12から1514の14まで, 1514の16, 1515の1から1515の10まで, 1515の12から1515の15まで, 1516の1, 1516の2, 1516の4から1516の14まで, 1516の17から1516の19まで, 1517の1から1517の5まで, 1517の8から1517の21まで, 1518の1から1518の12まで, 1519, 1520の1から1520の7まで, 1542の2, 1543の2, 1543の4, 1544の1, 1544の5, 1544の6, 1545の1, 1545の4から1545の8まで, 1546の2, 1546の4, 1546の5, 1546の9から1546の14まで, 1547の1, 1547の3から1547の12まで, 1548の1, 1548の2, 1548の4, 1549の1から1549の19まで, 1550の1から1550の5まで, 1550の7から1550の19まで, 1551の1, 1551の2, 1551の4, 1552の1から1552の5まで, 1553の1, 1553の2, 1554の1から1554の4まで, 1555の1, 1555の2, 1579の2, 1579の4から1579の6まで, 1581の1, 1583の1, 1583の2, 1584の1から1584の7まで, 1585の1から1585の7まで, 1586の1から1586の7まで, 1587の1から1587の23まで, 1588の1から1588の19まで, 1589の1, 1589の3から1589の17まで, 1590の1から1590の6まで, 1591の1から1591の8まで, 1591の12, 1591の13, 1592の1から1592の8まで, 1592の10から1592の15まで, 1593の1, 1593の3から1593の11まで, 1594の1から1594の12まで, 1594の15, 1594の17から1594の24まで, 1595の2から1595の4まで,

1595の8から1595の14まで, 1595の16, 1595の17, 1619の2, 1619の4, 1620の4から1620の9まで, 1621の1, 1621の3, 1621の4, 1621の8, 1621の9, 1622の1, 1622の4から1622の7まで, 1623の1, 1623の2, 1624の1から1624の9まで, 1625, 1626, 1627の1から1627の11まで, 1628の1から1628の9まで, 1629の1から1629の7まで, 1630の1から1630の4まで, 1630の7から1630の9まで, 1630の17, 1630の21から1630の42まで, 1631の1, 1631の6, 1631の7, 1632の1から1632の12まで, 1633の1, 1633の3から1633の6まで, 1633の8から1633の22まで, 1634の1から1634の3まで, 1634の7から1634の19まで, 1635の1から1635の4まで, 1636の1, 1636の2, 1637の1, 1637の2, 1637の4から1637の7まで, 1638の1から1638の18まで, 1638の21から1638の25まで, 1639の1から1639の12まで, 1640の1から1640の3まで, 1641の1, 1641の2, 1641の4から1641の7まで, 1641の9, 1673の1から1673の8まで, 1673の10から1673の12まで, 1674の1, 1674の3から1674の6まで, 1676, 1676の2から1676の8まで, 1677の1, 1677の3から1677の11まで, 1678の1から1678の14まで, 1679の1から1679の4まで, 1680の1から1680の5まで, 1680の7から1680の13まで, 1681の1, 1681の3, 1681の4, 1682の1から1682の4まで, 1682の6から1682の17まで, 1683の2から1683の5まで, 1684の1から1684の28まで, 1685の1から1685の12まで, 1686の1, 1686の3から1686の10まで, 1686の12から1686の14まで, 1686の16, 1687の1から1687の20まで, 1688の1から1688の9まで, 1688の11から1688の21まで, 1689の1から1689の6まで, 1690の1, 1690の2, 1690の4から1690の19まで, 1691の1, 1691の3, 1692の1, 1692の2, 1729の1から1729の9まで, 1729の11から1729の14まで, 1730の1から1730の5まで, 1730の7から1730の14まで, 1731の1から1731の4まで, 1731の7, 1732の1から1732の12まで, 1733の1から1733の11まで, 1734の1から1734の3まで, 1734の6から1734の10まで, 1734の13, 1734の15から1734の19まで, 1735の1, 1735の3から1735の9まで, 1736の1, 1736の2, 1736の4, 1736の5, 1737の1, 1737の3から1737の5まで, 1737の8, 1737の9, 1737の11から1737の19まで, 1738の2から1738の12まで, 1739の1から1739の19まで, 1740の1から1740の5まで, 1740の9から1740の13まで, 1740の17から1740の33まで, 1742, 1743の1から1743の7まで, 1744の1から1744の12まで, 1745の1から1745の6まで, 1745の8から1745の10まで, 1746の2から1746の5まで, 1747の1から1747の8まで, 1747の10から1747の19まで, 1747の21から1747の24まで, 1748の1から1748の9まで, 1749, 1773の1から1773の5まで, 1773の8, 1773の10から1773の24まで, 1774の1から1774の5まで, 1774の7から1774の13まで, 1775, 1776の2から1776の5まで, 1777の1から1777の29まで, 1778の1から1778の15まで, 1779の1から1779の17まで, 1780の1から1780の5まで, 1780の7から1780の19まで, 1781の1から1781の9まで, 1782, 1782の2, 1782の3, 1783の1から1783の21まで, 1784の2から1784の12まで, 1784の14から1784の18まで, 1784の20から1784の27まで, 1786の1から1786の7まで, 1786の9から1786の25まで, 1788の2から1788の10まで, 1788の13から1788の16まで, 1789の1から1789の28まで, 1791の1, 1791の2, 1791の4, 1815の30, 1815の32, 1815の33, 1818の3, 1820の19, 1820の21, 1820の23, 1820の24, 1822の1, 1822の23, 1824の8, 1824の10, 1824の12, 1824の14, 1825の2, 1826の31, 1826の32, 1826の35, 1827の13から1827の

17まで、1829の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

うずら野三丁目に設定する区域

大字荒川沖 字鶉野

1815の1から1815の5まで、1815の7から1815の29まで、1815の31、1815の36から1815の42まで、1818の2、1820の1、1820の3から1820の14まで、1820の18、1820の20、1820の22、1821の1から1821の16まで、1822の2から1822の8まで、1822の16から1822の22まで、1823の1、1823の2、1823の4、1824の2、1824の3、1824の9、1824の11、1824の13、1824の15、1824の16、1824の19から1824の22まで、1825の1、1825の3から1825の14まで、1826の1から1826の22まで、1826の25から1826の30まで、1826の33、1826の34、1826の36、1827の2から1827の12まで、1829の1、1834の2、1835の1から1835の3まで、1836の1、1837の1、1838の1、1838の2、1839の1、1839の2、1840の1、1840の2、1841の1から1841の3まで、1842、1843、1844の1、1845、1846、1847の1、1848、1849の1、1850の1、1851の1、1851の2

大字荒川本郷 字鶉原

2077の1から2077の51まで、2078の2、2079の2、2080の2、2081の2、2082の2、2083の1から2083の8まで、2083の10から2083の15まで、2084の1から2084の15まで、2085の1から2085の4まで、2085の7から2085の24まで、2086の1から2086の21まで、2087の1、2087の3、2088の1から2088の14まで、2089の1、2089の2、2089の4から2089の32まで、2091の2から2091の4まで、2094の1、2094の2、2095の1、2095の2、2096、2097、2098の1、2098の2、2099の1、2099の2、2100の1、2100の2、2101の1、2101の2、2102から2104まで、2105の1から2105の3まで、2113の1、2113の2、2113の4から2113の6まで、2114の1から2114の3まで、2115の1から2115の3まで、2116の1、2116の2、2117の1から2117の4まで、2119の1、2119の2、2120の1から2120の20まで、2121の1から2121の22まで、2123の2、2123の3、2123の7から2123の17まで、2124の1、2124の3、2124の4、2125の1から2125の3まで、2125の5、2125の6、2126の1から2126の8まで、2127の1から2127の3まで、2128の1から2128の10まで、2129の1から2129の13まで、2130、2131の1から2131の3まで、2131の5から2131の10まで、2131の12から2131の18まで、2132の2から2132の8まで、2133の1から2133の16まで、2134の1から2134の11まで、2135の1から2135の16まで、2136の1、2136の2、2137の1から2137の3まで、2138の1から2138の6まで、2139の1から2139の4まで、2140の1から2140の4まで、2141の1から2141の3まで、2142の1から2142の3まで、2143の1から2143の5まで、2144の1から2144の3まで、2145の1から2145の3まで、2150の1から2150の3まで、2151の1から2151の3まで、2152、2153の1、2153の2、2154、2155の1から2155の7まで、2156の1、2156の2、2157の1から2157の7まで、2158、2160の1から2160の3まで、2160の5、2160の8から2160の21まで、2161の1、2161の2、2161の4から2161の6まで、2162の1から2162の3まで、2163の1、2164の1から2164の3まで、2164の5、2164の7から2164の9まで、2164の11、2164の13、2164の15、2165の1から2165の4まで、2166の1から2166の3まで、2167の1から2167の4まで、2167の6、2167の8から2167の14まで、2168の1から2168の3まで、2168の6から2168の9まで、2168の11から2168の19まで、2168の22から2168の30まで、2169の2から2169の12まで、2170の1から2170の6まで、2171の1から2171の3ま

で、2171の7から2171の12まで、2171の14から2171の17まで、2172の1、2172の2、2172の4から2172の15まで、2173の1、2173の2、2173の4、2173の5、2173の7から2173の9まで、2174の1から2174の3まで、2175の1から2175の4まで、2176から2179まで、2180の1から2180の6まで、2181の1から2181の3まで、2182の1から2182の3まで、2186の1から2186の47まで、2192、2193の1、2193の2、2194から2196まで、2197の1から2197の3まで、2198の1から2198の3まで、2199の2から2199の4まで、2200の3、2201の2、2203の2、2204の1から2204の7まで、2204の10、2204の11、2204の14から2204の20まで、2204の22、2204の23、2205の1、2205の2、2205の4から2205の13まで、2205の15、2205の17、2205の18、2206の1から2206の5まで、2207の1、2207の3、2207の5から2207の7まで、2208の1から2208の13まで、2209の1から2209の17まで、2210の1から2210の12まで、2211の1から2211の3まで、2212の1から2212の3まで、2213の1、2213の2、2214の1、2214の2、2215の1、2215の2、2216の1、2216の2、2217の1から2217の3まで、2218の1から2218の3まで、2221の1、2221の2、2221の4、2221の7から2221の25まで、2223の1から2223の3まで、2224の1から2224の17まで、2224の21から2224の24まで、2225の1から2225の7まで、2226、2227の1から2227の25まで、2228、2229、2230の1から2230の5まで、2230の7から2230の12まで、2231の1から2231の7まで、2231の10、2231の15、2231の16、2231の18、2231の20から2231の25まで、2232の1、2232の2、2235の2、2240の1から2240の5まで、2240の11から2240の16まで、2240の18、2240の19、2240の21、2240の23から2240の34まで、2240の36から2240の53まで、2244の1、2244の2、2244の7から2244の13まで、2245の11、2248の2、2249の2、2250の2、2251の2、2268の1、2268の2、2269の1、2269の2、2270の1、2270の2、2271の1から2271の3まで、2272、2273の1、2273の2、2275の1、2275の2、2284の2から2284の4まで、2300の1から2300の21まで、2303の1、2303の2、2305の1、2305の2、2306の1、2306の2、2307の1、2307の2、2309、2310の1、2310の2、2311、2312の1、2312の2、2313の2、2314の2、2317の2、2318の2、2319の3、2319の4、2321の2、2322の2、2324の2、2325の2

同 字鶉野

2188の1、2188の3から2188の8まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

うずら野四丁目に設定する区域

大字荒川沖 字鶉野

1473の1から1473の7まで、1503の1から1503の6まで、1504の1、1504の4から1504の8まで、1505の1、1505の3、1505の4、1506の1から1506の3まで、1536の1から1536の7まで、1536の10から1536の32まで、1537の1、1537の4から1537の6まで、1538の1、1538の5、1538の6、1570の1から1570の9まで、1572の1、1572の3から1572の13まで、1573の3、1574の1、1574の2、1575の1から1575の3まで、1609の1から1609の6まで、1609の9から1609の17まで、1609の19から1609の25まで、1609の27、1609の29から1609の35まで、1612の2から1612の6まで、1613、1614の1から1614の4まで、1615の1から1615の6まで、1615の8、1615の10から1615の24まで、1657の1から1657の9まで、1657の12、1657の14、1657の15、1657の19から1657の23まで、1657の25、1657の26、1657の28から1657の39まで、1657の41から1657の44まで、1660の1から1660の6まで、1661の1から1661の18まで、1662の1から1662の8まで、1664の1から

1664の5まで、1664の9から1664の12まで、1665の1から1665の3まで、1666の1から1666の3まで、1667の1から1667の4まで、1667の6から1667の11まで、1668の1から1668の18まで、1669、1670の1から1670の15まで、1707、1708の1、1708の2、1709の1から1709の4まで、1710の1から1710の3まで、1711の1から1711の3まで、1711の5、1711の8、1711の10から1711の12まで、1712の1から1712の4まで、1712の6、1712の8から1712の10まで、1712の12から1712の19まで、1712の22、1713の2から1713の11まで、1714の1から1714の10まで、1715の1から1715の3まで、1716の1から1716の4まで、1717の1から1717の6まで、1718の1、1718の2、1719の1から1719の4まで、1719の5の一部、1719の6から1719の8まで、1720の1から1720の3まで、1721の1、1721の2、1721の4から1721の6まで、1722の2、1722の4、1722の7から1722の10まで、1722の12、1722の14、1722の16、1724の1から1724の4まで、1725の1から1725の3まで、1727、1763の1から1763の4まで、1764の1から1764の4まで、1765の1から1765の3まで、1766の1から1766の5まで、1767の1、1767の2、1768の1、1768の2、1769の1から1769の4まで、1770の1、1770の3、1771の1、1771の2の一部、1771の7から1771の11まで、1771の14、1772の1、1772の3、1807の1から1807の3まで、1809の1、1809の2、1811、1812の1、1812の2、1813の1、1852の1から1852の4まで、1853の1から1853の3まで、1854の1から1854の6まで、1855の1、1858、1860の1

大字荒川本郷 字おて橋
同 字鶉原

1343の284から1343の286まで
2032の165、2032の535、2106の1から2106の4まで、2107の1、2107の2、2110の1、2110の2、2110の5から2110の7まで、2146の1、2146の2、2147の1、2147の3、2148の1から2148の3まで、2148の7、2148の8、2183の2、2183の4から2183の8まで、2183の10、2183の12から2183の15まで、2184の1の一部、2184の2、2184の4、2184の6、2184の7、2219の1から2219の4まで、2219の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、平成16年5月12日現在の登記簿による。

茨城県告示第1384号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成16年10月16日から施行する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

制定文中「及び鹿嶋市」を、「、鹿嶋市及び常陸大宮市」に、「及び鹿嶋市担任」を「、鹿嶋市担任及び常陸大宮市担任」に改める。

表中「鹿嶋市はまなす地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

常陸大宮市大宮地区民生委員児童委員協議会	栄町、南町、中富町、抽ケ台町、上町、下町、北町、東富町、姥賀町、高渡町、野中町、田子内町、東野、八田、若林、上大賀、岩崎、鷹巣、小祝、辰ノ口、塩原、小倉、富岡、下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、宇留野、下村田、上村田、石沢、小場、小野、三美、西塩子、北塩子、照田
----------------------	---

常陸大宮市山方地区民生委員児童委員協議会	山方，野上，舟生，諸沢，北富田，西野内，小貫，照山，盛金，久隆，家和楽，照田，長田，長沢
常陸大宮市美和地区民生委員児童委員協議会	氷之沢，下檜沢，上檜沢，高部，小田野，鷺子
常陸大宮市緒川地区民生委員児童委員協議会	那賀，下小瀬，国長，小玉，上小瀬，大岩，小舟，油河内，松之草，小瀬沢，吉丸，入本郷，千田
常陸大宮市御前山地区民生委員児童委員協議会	野口，野口平，門井，下伊勢畑，上伊勢畑，檜山，長倉，野田，秋田，中居，金井

茨城県告示第1385号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により次のとおり鳥獣保護区を指定したので，法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 鳥獣保護区の名称

高須崎鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

行方郡玉造町高須地内の町道1238号線と国道355号との交点を起点とし，同所から同国道を南東へ進み町道880号線との交点に至り，同所から同町道を南西へ進み霞ヶ浦堤防との交点に至り，同所から同堤防を北西へ進み町道1243号線との交点に至り，同所から同町道を北北東へ進み町道1238号線との交点に至り，同所から同町道を北東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の面積

166ヘクタール

4 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は利根川水系霞ヶ浦に面し，平成15年7月23日に，自然を守り人と自然との豊かなふれあいを推進するための式典である第45回自然公園大会が開催された水郷筑波国定公園高須園地を中心とする区域である。

このようなことから，地域住民が野生鳥獣とのふれあいをはじめ，広く自然と親しむことができるようにするため，身近な鳥獣生息地として指定する。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り，鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう

留意する。

茨城県告示第1386号

平成13年10月29日茨城県告示第1139号で指定した牛堀地先鳥獣保護区の区域及び面積を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 鳥獣保護区の変更後の区域

行方郡麻生町地内の天王崎突端を起点とし、同所から麻生町町道1級3号線を北東へ進み国道355号との交点に至り、同所から同国道を南東へ進み国道51号との交点に至り、同所から同国道を南西へ進み潮来市永山地内において向津崎堤防との交点に至り、同所から同堤防を北西へ進み向津崎堤防突堤に至り、同所から南へ進み東町町道1506号線を延長した線と同堤防との交点に至り、同所から湖面を北西へ進み天王崎へ延長した線と向津崎堤防突端と東町本新島排水機場を結んだ線との交点に至り、同所から湖面を南西へ進み東町本新島排水機場へ至り、同所から堤防を北西へ進み東町本新1番地先の堤防に至り、同所から湖面を北西へ進み桜川村和田岬標識塔に至り、同所から湖面を北東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

2 鳥獣保護区の変更後の面積

1,125ヘクタール

3 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成23年10月31日まで

茨城県告示第1387号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により涸沼鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、法第29条第4項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

涸沼特別保護地区

2 特別保護地区の区域

涸沼鳥獣保護区の区域において、涸沼川水面のうち、上流は県道水戸神栖線涸沼大橋から下流域、下流は大洗町大貫地区堤防（1号）の延長線で涸沼川を横断する線の上流域及び涸沼の水面全域と水域内の湿原

3 特別保護地区の面積

935ヘクタール

4 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

5 当該特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

涸沼鳥獣保護区は、茨城県東部の太平洋に隣接した茨城町、旭村及び大洗町にまたがる涸沼川の低地に位置する涸沼の水面域及び当該水面域周辺の農耕地、林野で形成されている。また、区域内の大部分は、大洗県立自然公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、茨城県レッドデータブックに記載されている希少種のカンムリカイツブリ、ヨシゴイが生息するほか、絶滅危惧種のオジロワシや危急種のオオワシも確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、涸沼川流域の海水と淡水の入り混じる汽水湖である涸沼は、魚類が豊富であることなどから、マガモ等のカモ類など水鳥の休息の場又は採餌の場となっている。

このため、当該区域を鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として特別保護地区に指定し、当該区域に集団渡来するマガモ、カルガモ、スズガモ等の鳥類の保護を図る。

(3) 管理方針

当該特別保護地区は、大洗県立自然公園の第3種特別地域に含まれている地域であり、自然公園の管理指針との整合性を図りつつ、水鳥をはじめとする鳥類の生息環境に著しく影響を及ぼすことのないよう留意する。

茨城県告示第1388号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 鳥獣保護区の名称

高柴鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

久慈郡大子町地内の県道北茨城大子線と県立奥久慈憩いの森への進入道路との交点を起点とし、同所から同進入道路を東へ進み町営牧場の牧場柵に至り、同牧場及び高柴畜産団地の牧場柵を北西へ進み大沢地内の茨城森林管理署2059林班と2060林班の境界へ至る山道に至り、同所から山道を北東へ進み茨城県と福島県の県境に至り、同県境を南へ進み大子町と里美村の町村境に至り、同町村界を南へ進み県道北茨城大子線に至り、同所から同県道を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

470ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、茨城県の北部に位置し、広葉樹林を主体とした丘陵地で、山野の鳥獣が生息し、区域内には自然に親しむための森を有する県立奥久慈憩いの森が整備されている。

このため、当該地域の良い環境のもとで野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのない

よう留意する。

2 (1) 鳥獣保護区の名称

町付鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

久慈郡大子町地内の町道113号線と県道大子那須線の交点を起点とし、同所から同県道を東へ進み八溝川に架かる大戸橋に至り、同所から同八溝川右岸を南へ進み林道大室沢線に至り、同所から同林道を西へ進み町道113号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み起点に至る線で囲まれた地域

(3) 鳥獣保護区の面積

182ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、八溝山の南東部に位置し、スギや広葉樹林が広がる八溝山系の丘陵地であり、山野の鳥獣から水辺の鳥類まで生息し、野生鳥獣の生息環境に恵まれている。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 (1) 鳥獣保護区の名称

十王鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

多賀郡十王町大字友部字川上地内の県道日立いわき線と十王町道川上上石線の交点を起点とし、同所から同町道を南東へ進み町道上石1号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み十王町と日立市の行政界に至り、同所から同行政界を南西へ進み石尊山林道との交点に至り、同所から同林道を北西へ進み石尊山林道分岐点に至り、同所から同西側林道を北西へ進み同林道の終点に至り、国有林183林班と184林班との境界線を北へ進み県道十王里美線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み町道道保内4号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道梶内道保内線を東へ進み県道日立いわき線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

150ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、茨城県北東部海岸地域に比較的近いところに位置し、広葉樹を主体とした丘陵地で、森林鳥

獣の生息地となっている。さらに、十王ダムの水面や公園も区域内にあり、多くの水鳥の飛来が期待できる。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 (1) 鳥獣保護区の名称

大塚池鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

水戸市大塚町地内の J R 常磐線と幹線市道28号線との交点を起点とし、同所から同市道を北へ進み国道50号との交点に至り、同所から同国道を東へ進み市道上中妻76号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道上中妻84号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み幹線市道38号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道上中妻97号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み幹線市道27号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み市道渡里102号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み幹線市道26号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道赤塚3号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み主要地方道玉里水戸線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西へ進み J R 常磐線との交点に至り、同所から J R 常磐線を西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

270ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、水戸市の西方の郊外に位置し、区域内には大塚池があり、水鳥の飛来地として、また、住民の憩いの場として親しまれている。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 (1) 鳥獣保護区の名称

涸沼鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

東茨城郡茨城町海老沢地内の県道水戸神栖線と県道大洗友部線の交点を起点とし、同所から県道水戸神栖線を北へ進み県道長岡大洗線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み県道中石崎水戸線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み茨城町道103号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み茨城町道1476号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み県道中石崎水戸線との交点に至り、同所から同県道を北東へ進み茨城町道101号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み茨城町道205号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み茨城町道1556号線との交点に至り、同所から同町道を北東へ進み県道長岡大洗線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み後谷川右岸堤防との交点に至り、同所から同右岸堤防を東へ進み後谷川と涸沼川との

合流点に至り、同所から更に後谷川右岸堤防を北へ進み涸沼の大貫地区堤防（1号）に至り、同堤防を南東へ進み同堤防の延長線で涸沼川を横断し、農道を経て大洗町道6-09号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み旧陣屋下の大洗町道夏海11号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み県道大洗友部線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、さらに西へ進み茨城町道4309号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み茨城町道4306号線との交点に至り、同所から同町道を南西へ進み県道大洗友部線との交点に至り、同所から同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

2,072ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、茨城県の東部、那珂川河口付近に注ぐ涸沼川の低地に位置し、大洗県立自然公園の区域内にあり、自然環境に恵まれ、県内有数の水鳥の集団渡来地として有名であり、水鳥の休憩地、採餌地となっている。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 (1) 鳥獣保護区の名称

麻生鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

行方郡麻生町麻生地内の国道355号と県道水戸鉾田佐原線との交点を起点とし、同所から同県道を北東へ進み麻生町道1827号線との交点に至り、同所から同町道を南東へ進み県道荒井麻生線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み県道矢幡潮来線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み県道大賀牛堀線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み県道龍ヶ崎潮来線との交点に至り、同所から同県道を北西へ進み国道355号との交点に至り、同所から同国道を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

2,500ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、水郷筑波国定公園に含まれ、また浅間緑地環境保全地域や日吉山王緑地環境保全地域があり、森林地帯に生息する野生鳥獣にとって良好な環境にある。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

7 (1) 鳥獣保護区の名称

八千代鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

結城郡八千代町大字若地内の県道結城岩井線と県道若境線との交点を起点とし、同所から県道若境線を西へ進み八千代町道3734号線（広域農道ライフライン）との交点に至り、同所から同町道を北へ進み国道125号との交点に至り、同所から同国道を東へ進み県道結城岩井線に至り、同所から同県道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

508ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(5) 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、町内においても森林地帯の多い地域であり、町民公園を中心として公有地の占める面積が比較的広く多くの鳥類が生息している。さらに、町民をはじめ近隣市町村からも探鳥活動に訪れるなど、昔から身近な鳥獣生息地として親しまれている地域である。

このため、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

~~~~~

**茨城県告示第1389号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定したので、法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 休猟区の名称

芦野倉休猟区

## (2) 休猟区の区域

久慈郡大子町大字上岡地内の国道461号と県道須賀川大子線との交点を起点とし、同所から同国道を西へ進み県道上野宮下金沢線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み県道須賀川大子線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 休猟区的面積

1,450ヘクタール

## (4) 休猟区の存続期間



平成16年11月 1 日から平成18年10月31日まで

2 (1) 休猟区の名称

君田休猟区

(2) 休猟区の区域

高萩市大字大能地内の広域農道と国道461号が接する高萩市大字大能字立石1048－1番地を起点とし、同所から国道461号を西へ進み県道上君田大能線の交点に至り、同所から同県道を北へ進み県道北茨城大子線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み県道高萩塙線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 休猟区の面積

2,536ヘクタール

(4) 休猟区の存続期間

平成16年11月 1 日から平成18年10月31日まで

3 (1) 休猟区の名称

北茨城南休猟区

(2) 休猟区の区域

北茨城市磯原地内の大北川河口を起点とし、同所から川沿いを上流へ進み市道1110号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み県道北茨城大子線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み市道2292号線との交点に至り、同所から同市道、さらに県道水沼磯原線、さらに県道日立いわき線を進み県道水沼磯原線との交点に至り、同所から県道水沼磯原線、さらに県道里見南中郷停車場線を南へ進み市道9110号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み県道日立いわき線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み県道里見南中郷停車場線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 休猟区の面積

2,400ヘクタール

(4) 休猟区の存続期間

平成16年11月 1 日から平成18年10月31日まで

4 (1) 休猟区の名称

山方休猟区

(2) 休猟区の区域

久慈郡大子町大字西金字大内野地内の大子町と山方町の境界と国道118号の交点を起点とし、同所から同国道を北へ進み久慈川にかかる西金大橋を渡り、大子町大字北富田字富根地区の大子町と山方町の境界を南東へ進み山方町大字北富田字道ノ辺地内で県道諸沢西金停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み山方町大字西野内字古館地内で県道常陸太田烏山線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み岩井橋手前で久慈川との交点に至り、同所から久慈川を北へ進み国道118号舟生橋付近の交点に至り、同所から同国道を北へ進み盛金新橋下町道との交点に至り、同所から同町道を西へ進み久慈川との交点に至り、同所から久慈川を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 休猟区の面積

1,158ヘクタール

(4) 休猟区の存続期間

平成16年11月 1 日から平成18年10月31日まで



## 5 (1) 休猟区の名称

折橋休猟区

## (2) 休猟区の区域

久慈郡里美村大字折橋地内の国道349号と国道461号の交点を起点とし、同所から国道349号を南へ進み大字小菅字福平地内の村道8-3001号線との交点に至り、同所から同村道を東へ進み十王町との境界の交点に至り、同所から同境界を北へ進み国道461号との交点に至り、同所から同国道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 休猟区の面積

2,000ヘクタール

## (4) 休猟区の存続期間

平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

## 6 (1) 休猟区の名称

日立休猟区

## (2) 休猟区の区域

日立市宮田町地内の国道6号と県道日立山方線との交点を起点とし、同所から同県道を西へ進み市道39号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み山道（穏作沢）との交点に至り、同所から同山道を西へ進み日立市と常陸太田市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南へ進み県道日立常陸太田線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み市道39号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道4504号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み助川山市民の森公園外周との交点に至り、同所から同外周を東へ進み市道2976号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み国道6号との交点に至り、同所から同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 休猟区の面積

1,921ヘクタール

## (4) 休猟区の存続期間

平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

## 7 (1) 休猟区の名称

美野里第3休猟区

## (2) 休猟区の区域

東茨城郡美野里町大字橋場美地内の国道6号と茨城町の境との交点を起点とし、同所から同国道を南西へ進み石岡市の行政界との交点に至り、同所から美野里町と石岡市の行政界を南東へ進み小川町の行政界との交点に至り、同所から美野里町と小川町の行政界を北へ進み、さらに美野里町と茨城町の行政界を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 休猟区の面積

2,370ヘクタール

## (4) 休猟区の存続期間

平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

## 8 (1) 休猟区の名称

小川西休猟区

## (2) 休猟区の区域

東茨城郡小川町大字上吉影地内の県道紅葉石岡線と県道上吉影岩間線との交点を起点とし、同所から県道紅

葉石岡線を南西へ進み町道201号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み県道堅倉小川線との交点に至り、同所から同県道を北西へ進み美野里町境界との交点に至り、同所から同境界を北東へ進み県道上吉影岩間線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

- (3) 休猟区の面積  
1,800ヘクタール

- (4) 休猟区の存続期間  
平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

- 9 (1) 休猟区の名称  
八千代南休猟区

- (2) 休猟区の区域

下妻市長塚地内の国道125号と下妻市道108号線との交点を起点とし、同所から同市道を南へ進み市道5006号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み千代川村道Ⅱ-14号線との交点に至り、同所から同村道を南へ進み県道つくば古河線との交点から550メートル北へ進んだ地点と千代川村道267号線を結んだ直線（内田沼銃猟禁止区域との区域界）との交点に至り、同所から同直線を西へ進み千代川村道267号線との交点に至り、同所から同村道を西へ進み県道つくば古河線との交点に至り、同所から同県道を南東へ進み千代川村道Ⅱ-14号線との交点に至り、同所から同村道を南へ進み石下町道1-13号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み石下町道2-13号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み県道土浦境線（旧道）との交点に至り、同所から同県道を西へ進み石下町道1-9号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み県道結城岩井線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み八千代町道一般-3716号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み八千代町道Ⅱ-11号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み東仁連川東岸との交点に至り、同所から同河川東岸を北西へ進み県道若境線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み国道125号との交点に至り、同所から同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

- (3) 休猟区の面積  
4,388ヘクタール

- (4) 休猟区の存続期間  
平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

- 10 (1) 休猟区の名称  
水海道西休猟区

- (2) 休猟区の区域

水海道市羽生町地内の鬼怒川右岸堤内法尻と国道354号バイパスとの交点を起点とし、同所から同国道を西へ進み県道鴻野山水海道線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み市道2324号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道2286号線に至り、同所から同市道を北西へ進み市道2-8号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、さらに東へ進み市道1-1号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み県道土浦岩井線との交点に至り、同所から同県道を西へ進み東仁連川左岸堤内法尻との交点に至り、同所から同河川左岸堤内法尻を北へ進み湛水防除排水路との交点に至り、同所から同排水路を東へ進み市道1-1号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み市道1-2号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み鬼怒川右岸堤内法尻との交点に至り、同所から同河川右岸堤内法尻を南東へ進み、さらに南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

- (3) 休猟区の面積  
816ヘクタール

## (4) 休猟区の存続期間

平成16年11月1日から平成18年10月31日まで

~~~~~

茨城県告示第1390号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第1項の規定により次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、法第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

磯原銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

北茨城市磯原地内の大北川河口を起点とし、同所から川沿いを上流へ進み市道1110号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み県道北茨城大子線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み花園川との交点に至り、同所から同河川を上流へ進み県道北茨城インター線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み市道109号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道231号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、さらに市道3160号線を進み市道113号線との交点に至り、同所から市道113号線を北へ進み海岸線に至り、同所から海岸線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

420ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

東海村久慈川流域銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

那珂郡東海村地内の国道6号と坏土地改良区農道との交点を起点とし、同所から同農道を東へ進み東海村道0110号線との交点に至り、同所から同村道を南東へ進み村道1241号線との交点に至り、同所から同村道を南東へ進み村道0207号線との交点に至り、同所から同村道を北東へ進み村道0110号線との交点に至り、同所から同村道を北東へ進み県道豊岡佐和停車場線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み日立市との境界との交点に至り、同所から境界を西へ進み村道0111号線との交点に至り、同所から同村道を南東へ進み村道1004号線との交点に至り、同所から同村道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

315ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

3 (1) 銃猟禁止区域の名称

鉾田銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

西茨城郡岩瀬町地内の国道50号より北側において、一級河川桜川に囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

9ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

4 (1) 銃猟禁止区域の名称

粕礼銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

結城市大字粕礼地内の結城市道2480号線と拾四ヶ用水排水路との交点を起点とし、同所から同排水路を南へ進み結城市と八千代町の行政区の農道との交点に至り、同所から農道を西へ進み新堀排水路との交点に至り、同所から同排水路を北へ進み市道5533号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道5531号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道5539・2463号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道2442号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道2480号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

58ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

5 (1) 銃猟禁止区域の名称

坂手南銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

水海道市坂手町内の水海道市道1-19号線と豊坂川右岸農道との交点を起点とし、同所から同農道を東へ進み鬼怒川右岸堤内法尻との交点に至り、同所から同河川右岸堤内法尻を南へ進み市道3655号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道1-20号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み小谷沼排水路北側との交点に至り、同所から同排水路北側を西へ進み市道1-19号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

145ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

~~~~~

**茨城県告示第1391号**

昭和59年10月29日茨城県告示第1298号で告示した次の銃猟禁止区域について、存続期間を更新し、並びに区域及び面積を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 銃猟禁止区域の名称

原山銃猟禁止区域

## (2) 変更後の区域

ひたちなか市足崎地内の足崎・長砂地区12号線と市道2級6号線との交点を起点とし、同所から市道2級6号線を南東へ進み足崎・長砂地区13号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み足崎・長砂地区14号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み足崎・長砂地区15号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ

進み農道との交点に至り，同所から同農道を南西へ進み足崎・長砂地区37号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，さらに南西へ進み，さらに南へ進み足崎・長砂地区89号線との交点に至り，同所から同市道を北西へ進み市道2級6号線との交点に至り，同所から同市道を北西へ進み農道との交点に至り，同所から同農道を西へ進み足崎・長砂地区12号線との交点に至り，同所から同市道を北西へ進み，さらに北東へ進み，さらに南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

117ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

吾国山ユースセンター銃猟禁止区域

(2) 変更後の区域

新治郡八郷町大字太田地内の県道笠間つくば線と八郷町大字太田地内作業用道路の交点を起点とし，同所から同作業用道路を西へ進み民有林境界線（沢）に至り，同所から同境界線を北へ進み228林班において八郷町と笠間市との行政界に至り，同所から林道今泉吾国線を北へ進み同林道と笠間市本戸地内作業用道路との交点に至り，同所から同作業用道路を東へ進み県道笠間つくば線に至り，同所から同県道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 変更後の面積

57ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

茨城県告示第1392号

平成2年10月29日茨城県告示第1305号で告示した東海銃猟禁止区域の存続期間を更新し，並びに区域及び面積を変更したので，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更後の区域

那珂郡東海村内の国道245号と東海村道0105号線との交点を起点とし，同所から同村道を西へ進み村道2305号線との交点に至り，同所から同村道を南西へ進み村道0103号線との交点に至り，同所から同村道を南西へ進み村道0104号線との交点に至り，同所から同村道を北西へ進み村道0102号線との交点に至り，同所から同村道を北東へ進み村道0108号線との交点に至り，同所から同村道を北西へ進み国道6号との交点に至り，同所から同国道を北東へ進み坏土地改良区農道と県道豊岡佐和停車場線との交点に至り，同所から同県道を南西へ進み村道3258号線との交点に至り，同所から同村道を南東へ進み村道3110号線との交点に至り，同所から同村道を南東へ進み国道245号との交点に至り，同所から同国道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 変更後の面積

920ヘクタール

3 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

**茨城県告示第1393号**

平成6年10月31日茨城県告示第1161号で告示した友部銃猟禁止区域の存続期間を更新し、並びに区域及び面積を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 変更後の区域**

西茨城郡友部町旭町地内の県道平友部停車場線と町道1級11号線との交点を起点とし、同所から同県道を西へ進みJR常磐線との交点に至り、同所から同常磐線を北へ進み町道1級13号との交点に至り、同所から同町道を東へ進み町道3055号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み県道友部内原線に至り、同所から同県道を北へ進み県道杉崎友部線との交点に至り、同所から同県道を北東へ進み町道1級7号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道1級5号線との交点に至り、同所から同町道を北東へ進み涸沼前川との交点に至り、同所から同河川を南東へ進み常磐自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南へ進み内原町道8-1077号線との交点に至り、同所から同町道を南東へ進み町道8-1262号線との交点に至り、同所から同町道を南西へ進み町道8-1079号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み県道石岡常北線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み内原町道6-08号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み県道水戸岩間線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み県道大洗友部線との交点に至り、同所から同県道を北西へ進み友部町道1級1号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**2 変更後の面積**

1,688ヘクタール

**3 銃猟禁止区域の存続期間**

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

**茨城県告示第1394号**

平成元年10月30日茨城県告示第1220号で告示したビーチガーデン銃猟禁止区域の存続期間を更新し、並びに名称、区域及び面積を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 変更後の名称**

高戸海岸銃猟禁止区域

**2 変更後の区域**

高萩市内の海岸線と関根川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同河川右岸堤防を北へ進み市道203号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み国道6号との交点に至り、同所から同国道を北へ進み市道1191号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道1750号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道204号線との交点に至り、同所から同市道を南東へ進み砂浜から海岸線に至り、同所から同海岸線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

**3 変更後の面積**

33ヘクタール

**4 銃猟禁止区域の存続期間**



平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

茨城県告示第1395号

昭和59年10月29日茨城県告示第1295号で告示した次の銃猟禁止区域について、存続期間を更新したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

核融合研究センター銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

那珂郡那珂町大字横堀地内の那珂町道8-1783号線と常磐自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北東へ進み那珂町道8-2704号線との交点に至り、同所から同町道を南東へ進み町道8-2158号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み核融合研究センター敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を南西へ進み、さらに同敷地界を南へ進み那珂町と東海村の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西へ進み町道6-22号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道8-1783号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

130ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

沼崎銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

つくば市沼崎地内の県道藤沢豊里線とつくば市道3-1229号線との交点を起点とし、同所から同県道を東へ進み市道3-1248号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道3-1281号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道3-1290号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道3-1301号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み市道3-1229号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み県道藤沢豊里線との起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

33ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

3 (1) 銃猟禁止区域の名称

上里銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

つくば市手子生地内の主要地方道土浦境線とつくば市道3-3401号線の交点を起点とし、同所から同主要地方道を西へ進み市道3-3366号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み市道3-3264号線との交点に至り、同所から市道3-3302号線を北東へ進み一級市道34号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道3-3401号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域



## (3) 銃猟禁止区域の面積

155ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

## 4 (1) 銃猟禁止区域の名称

明野銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

真壁郡明野町大字海老ヶ島地内の県道明野間々田線と県道下妻真壁線との交点を起点とし、同所から県道下妻真壁線を南西へ進み県道つくば真岡線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み町道倉持寺上野線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道成井倉持線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道築地成井線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み県道明野間々田線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

126ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

## 茨城県告示第1396号

昭和59年10月29日茨城県告示第1297号で告示した坂手銃猟禁止区域について、存続期間を更新したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 銃猟禁止区域の区域

水海道市豊岡町内の国道354号と県道取手豊岡線との交点を起点とし、同所から同県道を南西へ進み水海道市道2-26号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み県道岩井菅生線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み市道469号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み農道との交点に至り、同所から同農道を東へ進み岩井市道東688号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み岩井市道Ⅱ-17号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み水海道市道2-20号線との交点に至り、同所から同市道をさらに南へ進み市道3236号線との交点に至り、同所から同市道をさらに南へ進み市道3239号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み東仁連川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北へ進み国道354号との交点に至り、同所から同国道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 2 銃猟禁止区域の面積

445ヘクタール

## 3 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

## 茨城県告示第1397号

昭和59年10月29日茨城県告示第1298号で告示した次の銃猟禁止区域について、存続期間を更新したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第

34条第3項の規定により告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 銃猟禁止区域の名称

宇宙センター銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

高萩市大字石滝字上名578番地を起点とし、同所からK D D I 茨城衛星通信所敷地の外柵を南へ進み高萩市と十王町との境界線に至り、同所から同境界線を西へ進み高萩市大字石滝字上呂613番地に至り、同所からK D D I 茨城衛星通信所敷地の外柵を南へ進み同敷地を一巡し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

10ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

2 (1) 銃猟禁止区域の名称

長福寺銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

久慈郡大子町大字頃藤字細内地内の大子町道116号線と県道上小川停車場線との交点を起点とし、同所から同県道を北へ進み県道大子美和線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み町道213号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み町道5111号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道5112号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み農道猿田線との交点に至り、同所から同農道を南へ進み町道5106号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道5101号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道5099号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

20ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

3 (1) 銃猟禁止区域の名称

北浦銃猟禁止区域

(2) 銃猟禁止区域の区域

行方郡北浦町山田地内の国道354号、県道水戸鉾田佐原線と町道1584号線との交点を起点とし、同所から県道水戸鉾田佐原線を南へ進み町道105号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道3776号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み町道3034号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み町道3039号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み町道1582号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み国道354号を横断し、町道1584号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 銃猟禁止区域の面積

166ヘクタール

(4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

4 (1) 銃猟禁止区域の名称

八郷銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

新治郡八郷町大字中戸地内の八郷町道204号線と町道203号線との交点を起点とし、同所から町道203号線を東へ進み町道4429号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み町道4420号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み町道4423号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道203号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道5164号線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み町道5173号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道5134号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道204号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

120ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

## 5 (1) 銃猟禁止区域の名称

石下銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

結城郡八千代町大字尾崎地内の八千代一般町道3716号線と県道結城岩井線との交点を起点とし、同所から同県道を南へ進み石下町との境界に至り、さらに同県道を南へ進み石下2級町道2号線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み石下町道西528号線との交点に至り、同所から同町道を北西へ進み八千代町との境界線に至り、同所から八千代一般町道3592号線を北西へ進み八千代町道3209号線との交点に至り、同所から同町道を北へ進み八千代2級町道11号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み一般町道3716号線との交点に至り、同所から同町道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

130ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

## 6 (1) 銃猟禁止区域の名称

岩井市東信団地銃猟禁止区域

## (2) 銃猟禁止区域の区域

岩井市大字長谷地内の岩井市道1級7号線と市道2級14号線との交点を起点とし、同所から市道2級14号線を南へ進み市道1級8号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み県道岩井野田線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み市道1級7号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## (3) 銃猟禁止区域の面積

140ヘクタール

## (4) 銃猟禁止区域の存続期間

平成16年11月1日から平成36年10月31日まで

~~~~~

茨城県告示第1398号

平成16年9月15日付けで、南筑波土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年10月4日認可した。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

**茨城県告示第1399号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・16号 梅香下千波線

3 事業施行期間

平成16年10月12日から

平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県水戸市千波町字中道北及び字中道南並びに米沢町字上組並びに元吉田町字荒谷地内

(2) 使用の部分

なし

~~~~~

茨城県告示第1400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

結城市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業

結城市公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年9月30日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第1401号

平成16年7月22日茨城県告示第1092号で告示した、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年3月27日茨城県条例第26号）の規定に基づく指定は、平成16年10月31日限り解除する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1402号

茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）利子補給金交付要項（昭和61年茨城県告示第777号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第19条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第20条 第13条第1項の規定による申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、第13条第2項に規定する茨城県民木造住宅等建設資金（マイハウス資金）利子補給金交付申請書により行われたものとみなして、この要項の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、知事は、第13条第2項の規定にかかわらず、茨城県知事に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則（平成16年茨城県規則第60号）第7条第1項に規定する措置をもって申請に係る署名等に代えさせることができる。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1403号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く穴戸町土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年10月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 原 修

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	星 野 登	西茨城郡友部町大字下加賀田5番地
〃	飯 田 榮一郎	〃 〃 大字平町2058番地
〃	伊 藤 孝 男	〃 〃 〃 411番地1
〃	海老澤 治	〃 〃 大字橋爪571番地1
〃	岩 田 正 三	〃 〃 大字大田町715番地
〃	仲 野 宏 一	〃 〃 〃 547番地イ1

職 名	氏 名	住 所
理 事	鶴 田 宏	西茨城郡友部町大字平町203番地
監 事	海老澤 勉	〃 〃 〃 345番地
〃	仁 平 勝 雄	〃 〃 〃 2072番地
〃	加倉井 一 弘	〃 〃 大字大田町884番地 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	星 野 登	西茨城郡友部町大字下加賀田 5 番地
〃	海老澤 勉	〃 〃 大字平町345番地
〃	岩 田 正 三	〃 〃 大字大田町715番地
〃	小 菅 勝 之	〃 〃 大字平町2048番地
〃	海老澤 治	〃 〃 大字橋爪571番地 1
〃	鶴 田 宏	〃 〃 大字平町203番地
〃	仲 野 宏 一	〃 〃 大字大田町547番地イ 1
監 事	仁 平 勝 雄	〃 〃 大字平町2072番地
〃	加倉井 一 弘	〃 〃 大字大田町884番地 1
〃	伊 藤 孝 男	〃 〃 大字平町411番地 1

茨城県告示第1404号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所を置く福岡堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年10月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 池 清 市	筑波郡谷和原村大字西櫛戸712番地

公 告

●家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の 種類	家畜の種類	患畜及び疑似 患畜の区分	発生頭 数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	高萩市	平成16年 9 月27日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字菅谷大般若西2956番26, 2958番 2, 同番 3, 2959番 2, 同番 3, 同番 4

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字菅谷2520番地の 1

株式会社那珂ハウジング

代表取締役 川 野 勝 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字伊師字南中丸3935番 5

2 事業主の住所及び氏名

多賀郡十王町大字友部1866番地

大 賀 美和子, 大 賀 珠 江

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市百合ヶ丘一丁目字黒内2364番 7, 同番 9

2 事業主の住所及び氏名

守谷市大字守谷甲432番 1

岡 田 章, 岡 田 きみ子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（ 2 工区）

稲敷郡江戸崎町大字佐倉字姥神向1315番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 7, 同番10, 1316番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字花立1331番 1, 同番 2, 1332番 1, 同番 2, 同番 3, 1333番, 同番 2, 1334番 1, 同番 2, 同番 3, 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字見行沼1317番, 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字中峯1335番 2, 同番 3, 1336番 1, 同番 2, 同番 5, 同番 6, 同番57, 同番60, 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字平毛1337番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 5, 1338番 1, 同番 2, 1339番 1, 1340番, 同番 2, 1341番 1, 同番 3, 同番 5, 同番 6, 同番 8, 同番14, 1342番, 1343番, 1355番 1, 同番 5, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字禾山998番 1, 同番 2, 1002番, 1003番, 1004番 2, 1005番, 1006番 1, 同番 2, 1027番, 1028番 1, 同番 2, 1030番, 1031番 1, 同番 2, 1033番 1, 同番 2, 1034番 1, 同番 2, 1035番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 1041番 1, 同番 3, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字

宮ノ下838番1, 839番1, 840番, 同番3, 同番4, 843番1, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字桐ノ木920番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字桐ノ木919番, 921番, 922番, 923番, 924番, 925番, 926番, 927番, 928番, 929番, 930番, 同番2, 957番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字熊野前913番, 同番2, 914番, 同番1, 同番2, 同番3, 同番4, 915番, 同番2, 917番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字恵比寿651番2, 同番4, 652番, 同番1, 653番1, 同番2, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字権現602番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字上ノ内882番1, 同番3, 同番4, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字前ノ内626番8, 同番10, 同番11, 630番, 636番1, 同番3, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字谷ツ534番, 542番, 545番, 548番, 549番, 550番2, 同番3, 552番, 567番3, 569番, 572番, 575番, 579番, 580番, 581番2, 583番, 586番1, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字谷津543番, 544番, 546番, 547番, 550番1, 551番, 553番, 556番, 同番2, 558番2, 563番, 564番, 565番, 566番, 同番2, 568番, 570番, 同番2, 573番, 578番, 同番2, 582番, 584番, 586番2, 587番1, 588番, 593番, 596番, 597番, 598番, 599番, 600番1, 同番2, 601番1, 603番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番6, 同番9, 604番, 606番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 607番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字塚越532番, 同番5, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字内越959番, 同番2, 960番, 同番2, 同番3, 968番, 969番, 970番, 971番, 同番2, 973番, 974番, 975番1, 同番2, 同番3, 同番4, 979番, 同番2, 981番, 982番, 983番, 984番, 985番, 987番, 988番, 989番, 同番2, 990番, 992番, 997番1, 同番4, 1000番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字内発句895番1, 同番4, 900番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字日向906番, 同番2, 908番, 同番2, 909番1, 同番2, 同番7, 同番13, 910番, 稲敷郡江戸崎町大字鳩崎字夕相1011番, 同番2, 1013番, 1014番1, 同番3, 1018番, 同番2, 同番3, 1019番, 同番2, 1022番, 同番2, 1023番2, 1025番, 1026番, 同番2, 1036番, 1037番, 1038番, 1039番, 1040番

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区南青山2-31-8

エステティ開発株式会社

代表取締役 松 澤 和 浩

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下佐谷字古立1106番9, 同番10, 同番13

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡美野里町大字江戸495-4

有限会社 シー・ブイ・エス

代表取締役 大和田 伸 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字中里字反町1169番2

2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字駒跼1011-7

飯 田 久 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字上小橋字長五郎分278番2

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県草加市八幡町204－8 柳田ハイツ102号

生 井 崇 文

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（4－4工区 中学校工区）

北相馬郡藤代町大字押切字押切775番4の一部、777番、778番、779番、780番1、781番1、782番1、783番1、784番1、785番、786番、787番、788番、789番、790番、791番2、791番3、北相馬郡藤代町大字宮和田字畑田2027番2、2028番2、2029番2、2030番2、2031番2、北相馬郡藤代町大字宮和田字飯沼2818番1、北相馬郡藤代町大字中田字中田844番の一部、845番3の一部、877番3の一部、896番4の一部、926番1の一部、927番3の一部、932番1の一部、北相馬郡藤代町大字渋沼字沼付1374番1の一部、同番3、同番4、1375番3、1378番2、1379番2、1380番2、1382番2、同番4、1383番2、北相馬郡藤代町大字渋沼字渋沼1503番3、1504番4の一部、同番6、同番7、同番8、1510番2、同番5、同番6

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区麴町5丁目1番地

弘済建物株式会社

代表取締役 杉 山 義 郎

東京都中央区銀座8丁目21番1号

株式会社 竹中工務店東京本店

本店長 羽 田 碩 幸

静岡県焼津市高崎90

株式会社 タック

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 284 号	平成16年10月1日	有限会社 住設計工房 取締役 牧 五夫	鹿島郡神栖町奥野谷 2134－2	鹿島郡神栖町大字深芝 字昭田1138番1	メートル 4.00	メートル 73.69

●社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成15年度経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第3項の規定により公表する。

平成16年10月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業実績

加入都道府県市町村会員数	1,236会員
加入戸数	874,336戸
委託契約額	5,949,512,785,000円
火災共済掛金	1,145,952,685円
被災戸数	396戸
火災共済給付金	398,251,427円
復興建築助成戸数	205戸
復興建築助成金	73,271,589円
住宅防火施設整備助成会員数	66会員
住宅防火施設整備補助金	27,655,400円
住宅災害見舞戸数	823戸
住宅災害見舞金	17,386,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,145,952,685円
建物管理の部収入	47,771,962円
その他の収入	385,036,758円
当期収入合計 (A)	1,578,761,405円
前期繰越収支差額	60,868,205円
収入合計 (B)	1,639,629,610円

(2) 支出

事業費	668,282,691円
管理費	284,423,196円
建設管理費	21,648,026円
特定預金等支出	600,211,449円
当期支出合計 (C)	1,574,565,362円
当期収支差額 (A) - (C)	4,196,043円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	65,064,248円

●所在不明の貸金業者の公告

下記の貸金業者について、その営業所の所在地及び貸金業者の所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても、当該貸金業者からその所在地及び所在の申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成16年10月12日

茨城県県南地方総合事務所長 諏訪原 守

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 商 号 | オフィスまねき猫 |
| 2 氏 名 | 飯 島 啓 一 |
| 3 住 所 | 新治郡八郷町大字山崎962番地116 |
| 4 主たる営業所等の所在地 | 石岡市東光台4丁目12番1号 モリヤビル2F |

- 5 登 録 番 号 茨城県知事（南－1）第40220号
- 6 登録年月日 平成14年 5 月13日

~~~~~

---

## 正 誤

---

平成16年 9 月30日付け茨城県報号外第125号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤            | 正            |
|-----|-------|--------------|--------------|
| 1   | 上から 3 | 平成15年 9 月30日 | 平成16年 9 月30日 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)